

就労移行支援ってなに??

就労を希望する65歳未満の人で、企業等に雇用されることが可能と見込まれる人に、一定期間の支援計画に基づき生産活動や職場体験の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後の定着のための相談・支援を行います。利用期間は原則2年間です。就労移行支援を利用する際は就職していないこと、在学中は卒業見込みか等が条件になります。

■どんな人が利用できるの？

身体・知的・精神の障害のある人や難病の人で、次のいずれかに該当する人

- ①就労を希望する65歳未満の人で、単独で就労することが困難で就労に必要な知識及び技術の習得や就労先の紹介が必要な人。
- ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の人。

■どんなことをするの？

生活習慣を整えながら、働くために必要な知識やスキルを学び、就職活動のサポートをします。工賃などはありません。

例えば、パソコンのWordやExcel技術、コミュニケーション技術、スケジュールを管理する方法、ストレス解消法を学ぶ、ミニグループでディスカッションをするなど



■どんな生活をしているの？

平日毎日通所している人もいれば、自分の生活に合わせて通所したり、受きたい講座があるときに通所したり、使い方はさまざまです。事業所の人とよく相談し、就職に向けた場所であることを意識しながら、過ごします。

Aさんの場合 卒業見込みのある大学4年生、就労移行を週末に利用している

	月	火	水	木	金	土	日
am	通学	通学	通学	通学	通学	講座受講	
pm						講座受講	

Bさんの場合 現在無職、就職に向けて週3日就労移行を利用している

	月	火	水	木	金	土	日
am		講座受講	面談		講座受講		
pm			講座受講				

就労継続支援 A 型ってなに??

企業等に雇用されることが困難な人に雇用契約等に基づく就労の機会を提供し、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。継続ができれば、おおよそ7~8万円ほどの賃金を得る人が多いです。

■どんな人が利用できるの？

身体・知的・精神の障害のある人や難病の人で、企業等に就労することが困難な65歳未満の人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な人。

例えば① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人

② 盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人

③ 企業等を退職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

■どんなことをするの？

施設内では、部品の組み立てや段ボール箱の組み立て、小さな玩具の作成など、多少細かな作業もありますが、特性に応じたやり方をスタッフと一緒に考えながら仕事をします。

施設外の施設に行くこともあります。ホテルのベッドメイキングや、施設等のトイレ掃除、飲食店の食器洗い、クリーニングされたタオル畳みなど、色々な作業があります。

就労継続支援 B 型ってなに??

企業等に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である人に生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。継続ができれば、おおよそ1~2万円ほどの工賃を得る人が多いです。

■どんな人が利用できるの？

身体・知的・精神の障害のある人、難病の人で、就労移行支援事業を利用したが、一般企業の雇用に関わりつかなかった人や一定の年齢に達している人などで、就労の機会等を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待できる人。

例えば ① 就労経験のある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難な人

② 就労移行支援を利用した結果 B 型の利用が適当と判断された人

③ ①②に該当しない人で、50歳に達している人、又は障害基礎年金1級受給者

■どんなことをするの？

主に軽作業をしています。ボールペンの組み立てやネジの仕分け、ホチキスの箱詰め、ラベルシール貼りなどです。事業所によっては、事業所の農園で野菜や動物を育てたり、作成した製品を販売したりしています。

利用するにはどうしたらいいの？

① 市役所やお近くの支所に相談しましょう。

○問い合わせ先

高崎市障害福祉課 TEL：027-321-1239

倉渕支所市民福祉課 TEL：027-378-4525

箕郷支所市民福祉課 TEL：027-371-9055

群馬支所市民福祉課 TEL：027-373-2381

新町支所市民福祉課 TEL：0274-42-1238

榛名支所市民福祉課 TEL：027-374-5112

吉井支所市民福祉課 TEL：027-387-3133

② 事業所に連絡をしてまずは見学や体験をしましょう



見学や体験をしてもいいですか。



事業所

③ 市役所に申請します。市の職員が聞き取り調査をします。

就労サービスを利用したいのですが？



市役所

お話をきかせてください。



④ 相談支援事業所を決めます

相談支援事業所一覧を参考に連絡をしてください。

『就労サービスを利用したい』と伝えてください。



⑤ 相談支援事業所から計画案が提出されたら、受給者証を発行します。
自己負担額が決定します。

⑥ 利用開始

■利用料金は？

市民税が課税の世帯については、サービス提供にかかる費用の1割（負担上限月額あり）を負担していただきます。また、サービス提供に伴う実費（食事代等）も負担していただきます。かかる費用は通所先により異なりますので、通所先にご確認ください。課税状況は前年度の課税状況により決定されますので、前年度に仕事をしていて収入がある場合には、課税対象の可能性があるので、市役所にご確認ください。

所得区分	利用者負担上限月額	
	居宅	居宅以外
一般2（市民税課税世帯で所得割額 28万円以上※1）	37,200円	37,200円
一般1（市民税課税世帯で所得割額 28万円未満※1）	9,300円	
低所得（市民税非課税世帯）※2	0円	0円
生活保護（生活保護受給世帯）		

※1 障害者本人および同一世帯の配偶者の市民税所得割額の合計額

※2 障害者本人および同一世帯の配偶者がともに市民税非課税であること